

山形広域環境事務組合職員に対する被服貸与規程

〔昭和49年4月
共衛訓令第3号〕

改 正	昭和59年4月共衛訓令第1号	平成 3年5月共衛訓令第2号
	平成 4年3月共衛訓令第4号	平成 7年3月山広環訓令第5号
	平成12年3月山広環訓令第1号	平成15年5月山広環訓令第2号
	平成20年3月山広環訓令第2号	平成26年3月山広環訓令第2号
	平成27年4月山広環訓令第3号	平成29年10月山広環訓令第2号
	平成30年11月山広環訓令第3号	平成31年3月山広環訓令第1号

(目的)

第1条 この規定は、山形広域環境事務組合職員に対する被服貸与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(平4訓令第4・一部改正)

(貸与品)

第2条 貸与被服の種類、貸与数量及び貸与期間は、別表第1のとおりとする。

(貸与期間の計算)

第3条 貸与期間の計算は、貸与した月から月をもって計算する。

2 貸与期間満了前の返納品を貸与した場合の貸与期間については、前の実貸与期間を全て通算する。

3 貸与期間は、その満了に際し、使用の事実及び損耗の程度により、その期間を延長することができる。

(再貸与)

第4条 貸与期間内に貸与品を職務上の理由又は不可抗力によって、亡失若しくは損傷したため、代品を要すると認めたときは、再貸与することができる。

(貸与品の返納)

第5条 被服の貸与を受けた者が、その貸与品の貸与期間満了前に退職、休職、当該職務から離れたとき又はその貸与品の貸与期間が満了したときは、直ちにこれを返納しなければならない。ただし、管理者が特に承認したときは、この限りでない。

2 被服の貸与を受けた者が、配置換等により同一品目の被服を貸与される職員となった場合には、その同一の品目の貸与品に限り、異動前の貸与品を引き続き貸与するものとし、貸与期間は通算するものとする。

(平7訓令第5・一部追加)

(補修費等の負担)

第6条 貸与品の補修及び洗たく等の費用は、貸与を受けた者の負担とする。

(被服貸与者の義務)

第7条 被服の貸与を受けた者は、服務以外のときに着用し、若しくは他人に貸与し、又はその他の処分をしてはならない。

(貸与品の弁償)

第8条 被服の貸与を受けた者が、故意又は過失により貸与品を亡失若しくは損傷したときは、その原価に対する月割平均額の残期間分に相当する額を弁償しなければならない。

(平7訓令第5・一部改正)

(亡失等の届出)

第9条 被服の貸与を受けた者が、貸与品を亡失又は使用にたえない程度に損傷したときは、直ちに所属長を経て管理者に届け出なければならない。

(平7訓令第5・一部改正)

(貸与品の検査等)

第10条 管理課長及び施設課長は、個人別被服貸与簿(別記様式第1号)を備え付け、常に貸与品の貸与状況を把握し、随時貸与品の検査を行わなければならない。

(平7訓令第5・一部改正、平12訓令1・旧11条一部改正し繰上、平27訓令3・一部改正)

(貸与の特例)

第11条 第2条の規定によるほか、管理者が特に必要と認めたときは被服を貸与することができる。

(平12訓令1・旧12条一部改正し繰上)

(貸与の制限)

第12条 管理課長及び施設課長は、貸与品の一部で貸与する必要がないと認めたときは、貸与しないことができる。

(平12訓令1・旧13条繰上、平27訓令3・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、現に貸与されている被服又は共用として備え付けている被服については、この規程により貸与を受け、又は備え付けられたものとみなす。

附 則 (昭和59年4月改正)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、現に貸与されている被服又は共用として備え付けている被服については、この規程により貸与を受け、又は備え付けられたものとみなす。

附 則 (平成3年5月改正)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、現に貸与されている被服又は共用として備え付けている被服については、この規定により貸与を受け、又は備え付けられたものとみなす。

附 則 (平成4年3月改正)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月改正)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月改正)

- 1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

- 2 この規程施行の際、現に貸与されている被服については、この規程により貸与を受けたものとみなす。

附 則 (平成15年5月改正)

この訓令は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月改正)

この訓令は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年3月改正)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月改正)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成 29 年 10 月改正)

この訓令は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 11 月改正)

この訓令は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月改正)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (平成 3 訓令 2・一部改正、平成 7 訓令 5・全改、平成 12 訓令 1・全改、平成 15 訓令、平成 20 訓令 2、平成 26 訓令 2、平成 27 訓令 3、平成 29 訓令 2、平成 30 訓令 3、平成 31 訓令 1・一部改正)

被貸与者	貸与品		数 量	貸 与 期 間		備 考
				年	月	
管理課に 所属する 職員	作業服	上	1			貸与期間は着用に耐えられる期間とする。 建設係は、初貸与の場合のみ 2 着とする。
		下	1			
	夏季用 作業服	上	1			
		下	1			
	アノラック		1			貸与期間は着用に耐えられる期間とする。 貸与する職員の範囲は、エネルギー回収施設の建設運営事業を担当する者とする。
	雨 衣		1			
施設課に 所属する 職員	作業服	上	1			貸与期間は着用に耐えられる期間とする。
		下	1			
	夏季用 作業服	上	1			
		下	1			
	アノラック		1			
	雨 衣		1			
山形広域 クリーン センター に所属す	作業服	上	1	1		初貸与の場合のみ上は 2 着とする。
		下	2	1		
	夏季用 作業服	上	1	1		初貸与の場合のみ 2 着とする。
		下	1	1		

る職員	アノラック		1	3		
	雨 衣		1	2		
立谷川リ サイクル センター に所属す る職員	作業服	上	1	1	6	初貸与の場合のみ上は2着とする。
		下	2	1		
	夏季用 作業服	上	1	1		初貸与の場合のみ2着とする。
		下	1	1		
る職員	アノラック		1	3		
	雨 衣		1	2		
エネルギー 一回収施 設に所属 する職員	作業服	上	1	1	6	初貸与の場合のみ上は2着とする。
		下	2	1		
	夏季用 作業服	上	1	1		初貸与の場合のみ2着とする。
		下	1	1		
	アノラック		1	3		
	雨 衣		1	2		

備考 雨衣は、ズボンを含む。